

設備貸与制度のご案内

利率を引き下げました!

長期 5年~10年

低利 年1.65%

(*昨年度より0.3%引き下げました)

無担保 金融機関の借入枠とは別枠です

制度のしくみ

「設備貸与制度」は、中小企業の皆様が機械・設備を導入するときに、センターがそれを商社・メーカーから直接購入して、低利で割賦販売またはリースをする、公的制度です。



区分	設備貸与(割賦販売)	リース
対象企業	県内に事業所・工場を有する中小企業(企業組合・協業組合含む)	従業員20人以下の県内小規模企業者(商業・サービス業は5人以下)
貸付期間	原則5年または7年	原則5年または7年
貸付限度額(消費税含む)	100万円~8,000万円	100万円~8,000万円
対象設備	設備(建物を除く)	汎用設備(車輛を除く)
保証金	貸与額の10%(最終償還時に返済)	—
利息(貸与損料)リース料	年1.65%	5年=1.822% 7年=1.346%
連帯保証人	法人:代表者含み2人以上 個人1人以上	

以下のいずれか1つの条件を満たせば、

最長10年、1億円まで貸付可能です。(リースは除く)

- (1) 経営革新計画の承認企業
- (2) 異分野連携新事業分野開拓計画の承認企業
- (3) ISO9000/ISO14000の認証取得企業
- (4) 加工高に対する県内企業への外注比率が10%以上の企業
- (5) 県内企業5社以上へ下請発注している企業
- (6) 県内企業への下請発注額が年間1,000万円以上の企業
- (7) 申請する設備を設置することで(4)~(6)に該当する企業でも可

東日本大震災で設備または事業所が被災し、市町村等が発行する罹災証明書等の発行を受けている中小企業

最長10年、措置期間2年 利息1.55%で貸付可能です。

*一部、対象とならない業種、設備があります。センターにお問い合わせください。

★貸与損料、リース料引き下げは、平成25年4月以降受付した分からの適用です

お問い合わせ | 総務・金融グループ ☎019-631-3821 FAX019-631-3830
http://www.joho-iwate.or.jp/setsubi

設備貸与制度、設備資金貸付制度について

中小企業庁が設置した「小さな企業みらい会議」において、本制度の廃止が検討され、平成27年3月31日をもって小規模企業者等設備導入資金制度(設備貸与制度・設備資金貸付制度)の廃止が決定しました。

当センターでは緊急アンケートを実施し、県内企業様から寄せられたご意見を要望書として中小企業庁に提出していましたが、残念な結果となってしまいました。

設備資金貸付制度(設備投資の1/2以内、無利子)は平成27年3月31日をもって廃止となりますが、設備貸与制度(長期、低利、無担保)については、県内企業様の強い要望があること及び震災からの復興に必要な制度として、平成27年4月以降も岩手県の単独事業として継続できるよう県と協議をしております。

なお、本制度をご利用の企業様との既存契約に何ら影響を与えるものではないことを申し添えます。